政府情報システムの整備の在り方に関する研究会(第4回)議事要旨

- 1 日 時 平成21年7月27日(月)15:00~16:10
- 2 場 所 中央合同庁舎7号館 共用第2特別会議室

3 出席者

(1) 構成員(敬称略、五十音順) 宇賀構成員、大山座長、奥村座長代理、座間構成員、下條構成員、曽我構成員、 平本構成員、村上構成員

(2) オブザーバ

内閣官房情報通信技術(IT)担当室、同情報セキュリティセンター、総務省行政 管理局、同情報流通行政局、同統計局、財務省主計局総務課主計事務管理室、同 理財局、経済産業省商務情報政策局

4 議事概要

- (1) 開会
- (2)議事
 - ① 政府情報システム整備のグランドデザイン案について 資料 4-1 に基づき、事務局より政府情報システム整備のグランドデザイン案について説明があった。
 - ② 自由討議

政府情報システム整備のグランドデザイン案について、全体の構成、盛り込むべき要素、観点等について討議が行われた。(詳細は別記)

(3) その他

事務局より次回会合の予定等について説明があった。

(4) 閉会

5 自由討議

- ・ 参考資料 1 の政府共通プラットフォームの絵について、このプラットフォームとは 緑色の部分を指すものと認識していたが、全体の文章を読むと青色のアプリケーション部分を含めるようにも読めるが、実際はどちらなのか。
 - ⇒ プラットフォームが示すものは、アプリケーションの下の部分を指す。
- ・ 本文の P10(2)に、「政府共通プラットフォームに参画する」と記載されているが、これは、プラットフォームを利用してシステムを構築するという意味でよいか。

- ⇒ そのとおり。この基盤を利用して、システムを構築していくという意味である。
- 「背景・目的」のところについて、コスト削減や効率化がかなり重点的に記載されているが、第3には、安全性・信頼性や利便性の向上等などの目的も含んでいるので、そういう話もこの部分に記載しておいた方がよい。
- ・ あまり、いろいろなことを記載してしまうと、運用体制が大変になる可能性も考えられる。
- ・ 管理運用の範囲については、プライベートクラウドを使って実際の運用をすること を含むのか、それとも、完全に自分達でサーバを持ってしまうことを前提としている のか、どちらなのか。
 - ⇒ 民間が提供するプライベートクラウドではなく、政府自らが資源を持ち、それを 各府省に提供することを考えている。
- ・ やはり注意すべきところは、過度なシステムを持ってしまうおそれがあるというところ。例えば、低い安全性でよいにもかかわらず、高い安全性のものになってしまうなど、その辺りのコスト意識をきちんと持たないと、世間から効率化すると言いながら結局、コストが増えているではないかという批判を浴びるおそれがある。
- ・ 安全性やセキュリティの問題等は、霞が関全体として、クローズにやっていかなく てはならない部分である。また、クラウドの技術がそもそもどこまで成熟しているの か、民間の動向も踏まえつつ、他方で、政府自身が将来的に民間のものを使うことが あり得る場合には、どういう考え方でいくのかについても整理しておいた方がよい。
 - ⇒ 当研究会だけでは議論しきれないところもあるが、民間の動向も踏まえつつ、そもそも本来国でやるべきことなのかということも考えながら、検討を進めていきたい。
- ・ 「管理運用は、公的主体が実施することが適当であると考えられる」と P13 に記載されているが、その下には、それも含めて今後検討していくと記載してある。この公的主体部分の記載を削除すれば、これから議論すると読めるのではないか。
- ⇒ 政府の情報システムということで、運用管理主体は公的な主体という位置付けで 進めていきたいと考えている。業務によっては、公的な主体である必要のないもの もあると思われるが、全体としては、公的な主体で議論を進めていきたい。
- ・ 公的な管理主体の必要性とあるのは、全ての部分について管理運用主体が公的でなければいけないといっている訳ではなく、公的な管理運用主体があって、外に出せるものは分けようというのが事務局の案である。
- 管理運用主体についての議論は、全体のアーキテクチャなどの技術的な事項と、管理・ガバナンスに関連する事項を区別して進めるべきである。
- ・ 非常に責任の高いデータやシステムについては、パブリッククラウドではなく、プライベートクラウドでやるべきだと思う。その上で、将来的に技術や安全性の問題が見えてきたときに、プライベートクラウドにどのように乗せるのかを検討すべき。
- クラウドとデータセンターはイコールではない。クラウドのサービスを使うからと

いって、データが向こうにあるというのは違う。あくまで、プラットフォームとして のクラウドの機能だけを使って、データはこちらに置くというのも、もちろん可能で ある。その辺りのデータの置き場所等について、きちんと議論をしていく必要がある。

- 機能、マネージ、監査の枠組みをきちんと定義しておく必要がある。
- P7に「共同利用システム基盤を発展的に拡充していくことが効率的かつ現実的であると言える」と記載してあり、これをベースにするということだから、運用主体も当然、公的な主体になると思う。
- ・ 運用管理主体はこれですと、決めうちをしてもよいと思う。あまり前広にしすぎる と、まとまらなくなると思う。
- ・ 一般の方から見た場合、どのように捕らえられるのかを配慮していかないと、余分 な混乱を招くおそれがある。先ほどの共同利用については、少なくとも電子自治体ク ラウドに関係すると今の段階では言えないと思う。
- ・ 今の状況で、自治体のクラウドと霞が関のクラウドを一緒にしてしまう話や、自治体のクラウドについて、どういうものが最適かというのは、現状では当研究会の範囲を超えているものと認識。
- ・ 自治体クラウドまで広げることは考えていないが、P2の5行目以降を読むと、電子 自治体が含まれているようにも読める。今回は、霞が関クラウドだけだと言い切って もいいと思う。
- ⇒ 議論としては、霞が関クラウドについて焦点を当てていく。
- 自治体クラウドを具体的に検討しているチームがあるのか。課題の中でも、共通機能や、データ連携の実装方式等は共通化できる項目だと思う。
- ・ グランドデザイン案については、運用体制について記載されているが、これをどういうふうに推進していくのかという観点には触れられていない。作ったけれど、ではどういうふうに入れ込むのかという仕組みは、誰がどのように検討していくのか。
 - ⇒ 推進体制のフレームワークについては、政府としての決定事項の中で整理していきたいと考えている。
- ・ この研究会で、この業務は霞が関クラウドに乗せるという案を出して、それが然る べきところで承認された場合、必ず霞が関クラウドに持ってくるという解釈でよいの か。府省共通業務については必ずもめる。絵に描いた餅にならないのか心配である。
 - ⇒ 政府システムとして、そのようにならないよう議論していきたい。
- ・ ワーキングでこれから具体的に検討することだと思うが、一気に ToBe モデルに当たるようなクラウドを作ってしまおうというのは、あまり現実的ではない。共通で動いているもの、集約化できるものから乗せていくという手順を踏むと思う。
- グランドデザイン案においては、ハードウェア資源及びソフトウェア資源と人的資源を切り分けてあるので、そこはもう割り切って体制については別途検討するということで、ここでは人の集約化まで踏み込まないということか。

- ⇒ 単に組織形態だけでなく、実際に動かす場合の体制面の検討も必要と認識しているため、P13の管理運用主体の組織形態のところに「体制」という言葉を記載している。
- ・ 統合や集約について、各府省からニーズはどの程度出てきているのか。
- ⇒ 具体的に、システム名称まで要望が上がっているという段階ではない。このグランドデザイン案に記載しているような課題について整理を行っている状況。今後は 実態調査を通じて、その課題等を明確化していく予定。